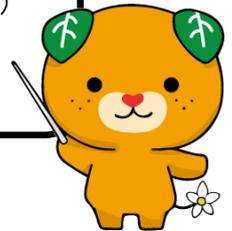


警備員（会計年度任用職員（パートタイム））採用試験案内
〔西条地区工業用水道管理事務所〕

令和8年2月24日
西条地区工業用水道管理事務所

西条地区工業用水道管理事務所です勤務する警備員採用のための試験を次のとおり行います。

- 受付期間 令和8年2月24日（火）10:00～令和8年3月3日（火）17:00
- 試験日 令和8年3月9日（月）～3月13日（金）（実施日は調整できます）
- 試験会場 西条地区工業用水道管理事務所（西条市中野甲1790番地）
- 採用予定日 令和8年4月1日以降



1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

区分	採用予定人員	勤務先	職務内容
警備員 地方公務員法 第22条の2 第1項の会計年 度任用職員	1人	西条地区工業用水道 管理事務所 （西条市中野甲 1790番地）	警備等の業務に従事します。

2 受験資格

- (1) 平成20年4月1日までに生まれた者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

3 試験の方法等

種目	試験の内容
面接試験	人物について総合的に評価するため、個別面接を行います。

4 試験の日時、場所

- (1) 試験日 令和8年3月9日（月）～3月13日（金）（実施日は調整できます）
- (2) 試験実施場所 西条地区工業用水道管理事務所（西条市中野甲1790番地）
- (3) その他 集合時刻などの詳細は、3月5日（木）までにご連絡します。連絡がない場合は、事務所までお問い合わせください。

5 受験申込み方法

次のとおり、郵送又は下記(2)申込方法に記載の申込み先までお持ちいただくかのいずれかの方法で申し込んでください。

(1) 受付期間

令和8年2月24日（火）～令和8年3月3日（火）（当日消印有効）

(2) 申込方法

市販の履歴書（写真添付要）に必要事項を記入し、履歴書の左上の余白に「警備員」と記載のうえ、下記の提出先へ提出してください。

提出先：西条地区工業用水道管理事務所管理課 警備員試験担当
〒793-0054 西条市中野甲1790番地

6 合格発表

令和8年3月18日（水）までに、受験者本人に書面で通知いたします。

7 採用

試験合格者は、令和8年4月1日以降に採用されます。

8 採用後の勤務条件

(1)任用期間

1 会計年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）内。

勤務成績が良好であれば、最大2回まで再度任用されます（最長3年間）。

その後も公募による採用試験を受験することは可能です。

※任用回数、年齢による応募制限はありません。

(2)勤務時間等

警備員の勤務は、日勤及び夜勤とし、その勤務時間は次のとおりです。

① 日勤の勤務時間は、愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）に規定する県の休日の午前8時30分から午後5時15分まで。

② 夜勤の勤務時間は、午後5時15分から翌日の午前8時30分まで。

③ 夜勤の勤務時間のうち、午後10時から翌日の午前5時30分までは仮眠時間。

(3)サービス

会計年度任用職員には、次のとおり、地方公務員法のサービスの規定が適用されます。

パートタイム勤務の場合は、営利企業への従事等が可能ですが、職務に専念する義務、信用失墜行為の禁止等の観点や、法定労働時間（週40時間）の超過に係る確認のため、兼業する場合は所属への届出が必要です。

・サービスの宣誓（第31条） ・秘密を守る義務（第34条）

・職務に専念する義務（第35条）

・争議行為等の禁止（第37条） ・営利企業への従事等の制限（第38条）

(4)給与等

① 1年目は月額223,044円の報酬が支給されます。

② 翌年度以降、会計年度任用職員としての経験月数に応じて昇給があります。

③ 要件に該当する者に対しては、通勤手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

④ 社会保険（地方職員共済短期組合員（健康保険）、厚生年金保険及び雇用保険）に加入します。

※ これらの勤務条件は、改定されることがあります。

9 試験結果の開示

この採用試験の結果については、郵送又は口頭により開示請求を受け付けます。

郵送により開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類（運転免許証等）の写しと返信用封筒（定形、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、西条地区工業用水道管理事務所管理課宛てに郵送してください。

※ 返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手434円（簡易書留相当分）を貼ってください。

※ 試験成績開示請求書は、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

口頭により開示を請求する場合は、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15

分までの間に、西条地区工業用水道管理事務所管理課へ直接お越してください（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
受験者本人	面接試験の得点及び順位	合格発表の日から1月間	西条地区工業用水道管理事務所管理課

10 お問い合わせ先

申込方法等に関する問い合わせは、西条地区工業用水道管理事務所管理課へお問い合わせください。〔電話 0897-56-0715〕

受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）受け付けます（原則、電話で問い合わせてください。）。